

五泉市小規模修繕工事等契約希望者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な工事及び修繕等(以下「小規模修繕工事等」という。)について、契約を希望する者(以下「契約希望者」という。)を登録し、当該登録を受けた者を積極的に活用することにより市内業者の受注機会の拡大を図り、本市経済の活性化に寄与することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模修繕工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の金額が100万円未満のものとする。ただし、水道の給水設備工事及び公共下水道の排水設備工事は、上下水道局において指定業者登録があるので小規模修繕工事等の対象から除外する。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録できる者は、市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 五泉市建設工事入札参加資格審査規程(平成21年五泉市告示第2号)第6条に規定する入札等参加資格者名簿に登録されている者(以下「入札参加資格者」という。)
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者(滞納解消の意思が確認できる者は除く。)
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の規定による暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定による暴力団(以下この号において「暴力団」という。)であると認められる者
 - ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、本市の契約の相手方として不相当と認められる者

(登録申請)

第4条 登録を希望する者は、五泉市小規模修繕工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 本市の市税の納付書の写し
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有することを証明する書類の写し
- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第1号の2)

(4) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 五泉市小規模修繕工事等希望者登録の申請は、次の掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 定期申請 第7条第1項に規定する有効期間に係る登録について申請する場合

(2) 随時申請 前号に掲げる以外の場合

2 定期申請は、平成15年度及びこれを初年度とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の2月1日から2月末日までの間に行わなければならない。

(登録名簿への登載)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、申請内容を確認し、小規模修繕工事等希望者登録名簿（様式第2号。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

2 登録名簿は、全庁に公開（グループウェア）するほか一般にも公開（財政課での閲覧及びホームページへの登載）する。

(有効期間)

第7条 定期申請年に係る登録の有効期間は、定期申請年の4月1日から次の定期申請年の3月31日までとする。

2 随時申請に係る登録の有効期間は、前条の規定により登録名簿に登載された日から次の定期申請年の3月31日（名簿に登載された日が定期申請年の1月1日から3月31日までの期間に属する場合であっては、当該定期申請年の3月31日）までとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、小規模修繕工事等契約希望者登録事項変更届（様式第3号）を速やかに提出しなければならない。なお、小規模修繕工事等契約希望者登録事項変更届（様式第3号）の代表者氏名を変更した場合は、併せて暴力団等の排除に関する誓約書（様式第1号の2）を提出しなければならない。

2 事業を中止又は廃止したときは、小規模修繕工事等契約希望者登録中止・廃止届（様式第4号）を速やかに提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合

(2) 倒産、又は破産した場合

(3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(4) 第3条第5号アからウまでのいずれかに該当すると認められたとき。

(登録者の取り扱い)

第10条 市は、小規模修繕工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的に見積もり参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、入札等参加資格者名簿に

登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、五泉市契約事務規則（平成 18 年五泉市規則第 49 号）に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の五泉市小規模修繕工事等契約希望者登録要綱又は村松町小規模修繕工事等契約希望者登録要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度及び平成25年度の登録者が、改正後の第4条第3号で規定する暴力団等の排除に関する誓約書（以下この項において「誓約書」という。）を別に定める日までに提出しなかったときは、誓約書を提出するまでの間は、市が発注する小規模修繕工事等に係る随意契約の協議等に参加することができないものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。